

平成 29 年度における「環境再生計画」に基づく取組内容等

1 自然再生

(1) 森林整備

「森林整備計画」に基づき、森林整備の実施主体である八戸市森林組合が下草刈りなどによる植栽地の管理を行う。

県では、土壌浸食により樹木流出のおそれがある植栽地の補修等を行う。

(2) 現場見学会

地域住民をはじめとする県民に対して、樹木の生育状況のみならず、現場の再生状況を公開するための現場見学会を地元田子町とともに開催する。

開催時期は田子町と調整する。

2 地域振興

「選別ヤード跡地における地域振興に係る当面の方針」に基づき、岩手県における現場跡地の環境再生の検討状況等を注視していくとともに、田子町と随時意見交換を実施していく。また、利活用可能な土地情報をウェブアーカイブにより発信していく。

【選別ヤード跡地における地域振興に係る当面の方針 (H27. 3. 19)】

- ① 跡地の利活用については、岩手県における現場跡地の環境再生のあり方等を検討する「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループ」の検討状況等を注視し、その結果、本県の跡地と一体的な利活用が可能である場合は、岩手県と連携しながら共同検討していく。
- ② 岩手県との一体的な利活用が不可能である場合は、本県側の地下水浄化終了前の適時に、改めて協議会の意見を聴きながら、本県側跡地の活用促進に向け、民間企業・団体等への情報提供、事業化の働きかけを行う。
- ③ 利活用可能な土地の情報は、ウェブアーカイブで情報発信し、随時問い合わせ等に対応していく。
- ④ 岩手県の検討状況を見据えつつ、県と田子町とで随時意見交換していく。

3 情報発信

(1) ウェブアーカイブの更新

原状回復事業の記録等を速やかに公開するとともに、内容の充実に努める。

(2) 浸出水処理施設、田子町立図書館における資料展示

現場来訪者や地域住民への資料展示を継続するとともに、内容の充実に努める。

<スケジュール>

施策	県の取組み	28	29	30	31	32	33	34	35～
自然再生	森林整備エリア	現場見学会の実施							
		八戸市森林組合による管理							
	県民植樹祭による植栽地	県による管理							
	企業の森による植栽地	森林組合への委託管理							
地域振興	跡地活用の検討	跡地活用の検討・事業立地							
情報発信	ウェブアーカイブの公開	ウェブアーカイブの公開・随時更新							
	資料展示	資料展示							
	事案継承案内板の設置						検討		設置